【資料５】質疑応答

○ここでは、事前に頂いた質問事項について回答します。

Ｑ．１　受給者証の更新前月のモニタリング報告書について、請求の対象となる市町村とならない市町村があるが、どのような点で違いがあるのか。また、統一した対応にはならないのか。

Ａ．１　国のＱ＆Ａによれば、指定継続サービス利用支援（モニタリング）を行った結果指定サービス利用支援（本計画の作成）を行う場合、新たなサービス等利用計画を作成する必要があるので、継続支援サービス利用ではなくサービス利用支援として算定するとされています。そのため、障害福祉サービス更新に際して行ったモニタリング費は算定できず、本市では認めていません。市町村ごとによる違いについては、お手数ですが当該市町村に個別にお問い合わせください。

参考相談支援に関するＱ＆Ａ（令和３年４月８日）問５５

（11）指定継続サービス利用支援を行った結果指定サービス利用支援を行う場合

問 55　継続サービス利用支援を行った結果、利用者の状態に変化があり、新たな支給決定若しくは支給量の変更等の必要が生じた場合、新たなサービス等利用計画を作成する必要があるので、継続支援サービス利用ではなくサービス利用支援として 1,522 単位/月を算定できるか。

（答）

○　お見込みのとおり。

なお、継続サービス利用支援を行った結果サービス等利用計画を作成するという一連の流れで行っている場合は、計画作成のアセスメントのプロセスをモニタリング（継続サービス利用支援）で行えているため、月をまたいだ場合も同様に継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。

Ｑ．２　新規サービス利用者のモニタリングについて、通常のモニタリング期間が６か月の福祉サービスを利用の方の場合、利用開始から３か月間は毎月モニタリングの期間となっているが、以降のモニタリングについては、３か月目のモニタリングを実施した月から半年後がモニタリング時期となるのか、基本的に利用開始から６か月のモニタリングと考え、そのうち初めの３か月間は毎月モニタリングを行なうといった考え方でよいのか。

Ａ．２　モニタリング期間が「当初３か月のち半年ごと」とされている場合、３か月毎月実施した後は、３か月目のモニタリングを実施した月から６か月後ではなく、利用開始から６か月後がモニタリング実施月となります。そのため、ご質問内容に関しては「利用開始から６か月のモニタリングと考え、そのうち初めの３か月間は毎月モ

ニタリングを行なうといった考え方」が正しいです。
また、新規申請や変更申請の場合のモニタリング開始時期は、支給決定した月からでも、支給決定した翌月からでも、どちらでも良いとされていますので、計画案のモニタリング期間（開始年月）欄を参考に市が決定します。そのため、開始年月の具体的な指定がある場合は、計画案のモニタリング期間（開始年月）欄にその旨を記載してください。いずれにしても、具体的な実施月については受給者証に記載されますので、ご確認をお願いいたします。

参考相談支援に関するＱ＆Ａ（令和３年４月８日）問３０、３２

問 30　計画相談支援給付費等の支給期間やモニタリングの実施月等の具体例を示してほしい。

（答）

例１）　サービスの支給決定（更新）の有効期間が H28.5.1～H29.4.30 で、モニタリング期間を３月ごととする場合。

1　計画相談支援給付費等の支給期間　H28.5～H29.4
2　受給者証のモニタリング期間の記載　３月ごと（H28.7～H29.4）
3　継続サービス利用支援の実施月　　H28.7→H28.10→H29.1→H29.4

例２）　サービスの支給決定（新規）の有効期間が H28.5.1～H29.4.30 で、モニタリング期間を毎月（利用開始から３か月間以内）とする場合。

1　計画相談支援給付費等の支給期間　H28.4（計画作成月）～H29.4
2　受給者証のモニタリング期間の記載　毎月ごと（H28.5～H28.7）
3　継続サービス利用支援の実施月　　H28.5→H28.6→H28.7

※　H28.7 に、市町村がモニタリング期間の変更について通知。
この場合にモニタリング期間を６月ごとに変更する場合は以下のとおり。

1　計画相談支援給付費等の支給期間　上記から変更なし
2　受給者証のモニタリング期間の記載　６月ごと（H28.10～H29.4）
3　継続サービス利用支援の実施月　　H28.10→H29.4

（Ｈ２５．２．２２　相談支援関係Ｑ＆Ａ　問 31　一部修正）

問 32　新規申請や変更申請の場合で、月の途中に支給決定をした場合のモニタリング期間の設定を３か月毎月モニタリングと設定した場合、モニタリング期間の開始時期は支給決定した月から３か月か、支給決定した翌月から３か月か。

（答）

○　どちらでも良い。サービス等利用計画のモニタリング時期を参考に、市町村が決定することとなる。

（Ｈ２５．２．２２　相談支援関係Ｑ＆Ａ　問 33）